

東京局間連第 29-17 号
平成 29 年 4 月 5 日

各間税会会長 殿

東京国税局間税会連合会
会長 片岡直公



国税関係手続の簡素化に向けた取組について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標題のことについて、別紙のとおり全国間税会総連合会会長から連絡を受けましたので、対応方よろしくお願ひ申し上げます。

各局間連会長 殿

全国間税会総連合
会長 大谷 信



国税関係手続の簡素化に向けた取組みについて

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、別添のとおり（平成 29 年 4 月 3 日付 国税関係手続の簡素化に向けた取組について）国税庁課税部消費税室から全国間税会総連合会に対して会員の皆様への周知依頼がありましたので対応方よろしくお願い申し上げます。

なお、内容を簡記しますと

① 法人の設立届出書等の登記事項証明書の添付省略

平成 29 年 4 月 1 日以降、法人の設立届出書等を提出する場合には、登記事項証明書の添付が不要となりました。

② 異動届出書等の提出先のワンストップ化（異動後の所轄税務署長への提出が不要）

平成 29 年 4 月 1 日以降、消費税・所得税の納税地の変更に関する届出書等を提出する場合には、異動後の所轄税務署長への提出が不要となりました（提出先は、異動前の所轄税務署長のみ）。

以上 2 点です。

平成 29 年 4 月 3 日

全国間税会総連合会 御中

国税庁課税部消費税室

国税関係手続の簡素化に向けた取組について

平素より、税務行政に対し、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
平成 29 年度税制改正において、納税者の円滑・適正な納税のための環境整備を図る観点から、手続の簡素化の措置が講じられることとなりますのでお知らせします。
貴会会員の皆様の業務にも影響があるものと考えておりますので、下部組織に展開するなど、会員の皆様への御周知いただきますよう、お願い申し上げます。

(国税関係手続の簡素化に向けた取組)

- 法人の設立届出書等の登記事項証明書の添付省略（別添 1-1）
企業が活動しやすいビジネス環境整備を図る観点から、
 - ① 法人の設立・解散・廃止などの届出書等において添付が必要とされていた「登記事項証明書」
 - ② 税務署からの求めにより添付していただいております「登記事項証明書」については、平成 29 年 4 月 1 日以後、別添 1-2 の対象届出書等を提出する場合、その添付が不要となります。
- 異動届出書等の提出先のワンストップ化（別添 2-1）
納税者の円滑・適正な納税のための環境整備を図るため、異動前と異動後の双方の所轄税務署に提出が必要とされていた異動届出書等については、平成 29 年 4 月 1 日以後の納税地の異動等により、別添 2-2 の対象届出書等を提出する場合、異動後の所轄税務署長への提出が不要となります。（提出先は、異動前の所轄税務署長のみとなります。）

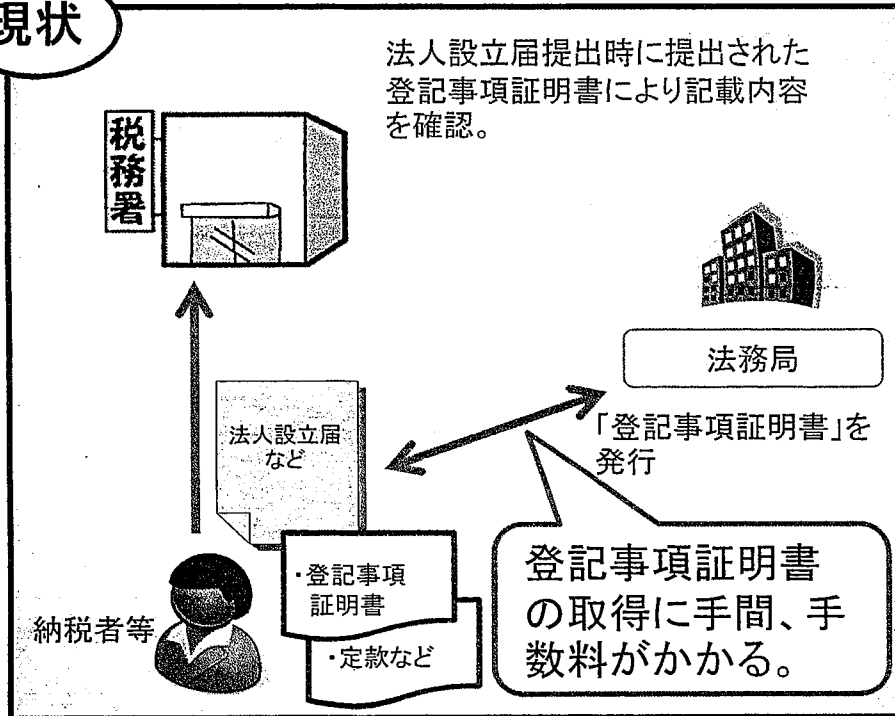
法人の設立届出書等の登記事項証明書の添付省略

○ マイナンバー制度の導入に伴い、平成28年4月以降、法務省からオンラインにより日次で登記情報の入手が可能となったことから、法人の設立届出等の事業の開始の際の手続時に提出を求めている「登記事項証明書」の提出を省略することにより、納税者等の負担軽減を図る。

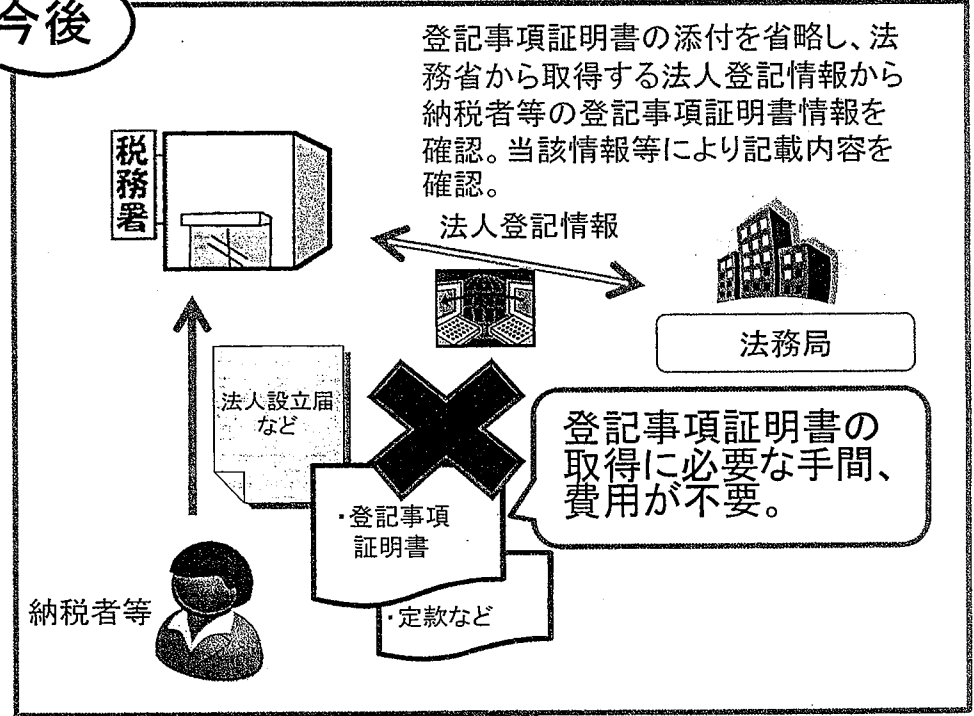
対象手続

- ・内国普通法人等の設立の届出
 - ・外国普通法人となった旨の届出
 - ・公益法人等又は人格のない社団等の収益事業開始の届出
 - ・普通法人又は協同組合等となった旨の届出
 - ・法人課税信託の受託者となった旨の届出
 - ・酒類業組合等の成立の届出
 - ・酒類業組合等の解散の届出
 - ・酒類業組合等の役員等の異動書類の提出 など
- (注) 事業の開始の際に必要な手続に関連する異動・解散の際に必要な手続を対象とする。

現状



今後



世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定、平成28年5月20日改定)

事業開始の際に必要な各種手続において登記事項証明書の添付を省略できるようにし、国民の負担軽減を図るとともに、行政運営の高度化を図る。

登記事項証明書の添付省略について

(平成 29 年 4 月以後、登記事項証明書の提出が不要となる届出書)

○ 税制改正対象

平成 29 年度税制改正により、「登記事項証明書」の添付を不要とするもの。

・ 法人税関係

①	法人設立届出書（法法 148）
②	外国普通法人となった旨の届出書（法法 149）
③	収益事業開始届出書（法法 150）
④	普通法人又は協同組合等となった旨の届出書（法法 150）
⑤	法人課税信託の受託者となった旨の届出書（法法 148）

・ 酒税関係

①	表示事項省略（異なる表示の）承認申請書（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 5、同施行令第 8 条の 3 第 6 項）
②	酒類業組合（連合会、中央会）成立届出書（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 87 条）
③	酒類業組合（連合会、中央会）解散届出書（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 87 条）
④	酒類業組合（連合会、中央会）役員等異動書（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 87 条の 2 第 2 項第 2 号）
⑤	酒類販売管理研修の実施団体の指定申請書（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 9 第 5 項）

○ その他

税務署から要求により添付されていた「登記事項証明書」の添付を不要とするもの。

①	営業等開始・休止・廃止申告書（たばこ税法第 24 条第 1 項、揮発油税法第 23 条第 1 項、石油ガス税法第 23 条第 1 項、印紙税法第 17 条第 1 項）
②	石油石炭税委託採取開始申告（終了届出）書（石油石炭税法第 20 条第 3 項）
③	営業等承継申告書（揮発油税法第 23 条第 3 項、石油ガス税法第 23 条第 3 項、石油石炭税法第 20 条第 4 項）

異動届出書等の提出先のワンストップ化

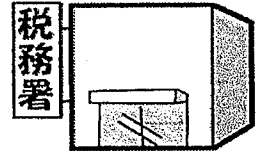
現 状



納税者

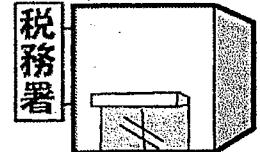
異動届出書
(変更届出書)

異動届出書
(変更届出書)



旧住所地の所轄署
(住所地)

システム連絡



新住所地の所轄署
(居所地)

- ・納税地に異動があった場合、異動届出書を異動前と異動後の双方の所轄税務署に提出
- ・納税地の特例を受ける場合、変更届出書を住所地と居所地の双方の所轄税務署に提出

今 後

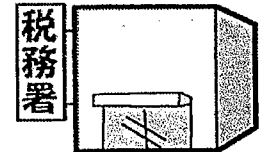


納税者

【メリット】

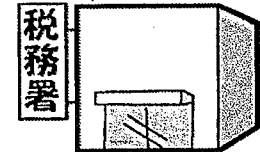
提出先をワンストップ化することにより、納税者利便性が向上

異動届出書
(変更届出書)



旧住所地の所轄署
(住所地)

システム連絡



新住所地の所轄署
(居所地)

- ・異動届出書の提出先を異動前の所轄税務署にワンストップ化
- ・変更届出書の提出先を住所地の所轄税務署にワンストップ化

異動届出書等のワンストップ化について

(平成 29 年 4 月以後、異動後の所轄税務署への提出が不要となる届出書)

届出書等	現行の提出先 (H29. 3 以前)	ワンストップ化後の提出先 (H29. 4 以降)	
所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書 (所法 16③④⑤、消法 21)	変更前及び変更後の納税地の所轄税務署長	変更前の納税地の所轄税務署長	
所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書 (所法 20、消法 25)	異動前及び異動後の納税地の所轄税務署長	異動前の納税地の所轄税務署長	
個人事業の開業・廃業等届出書 (所法 229、所規 98①)	所規 98 ①一かっこ書き	納税地の所轄税務署長及びその事業所の所在地の所轄税務署長	納税地の所轄税務署長
	所規 98 ①二	イ 移転前及び移転後の納税地の所轄税務署長	移転前の納税地の所轄税務署長
		ロ 納税地、移転前及び移転後の事務所等の所在地の所轄税務署長	納税地の所轄税務署長
		ハ 納税地及び移転前の事務所等の所在地の所轄税務署長	
	ニ 納税地及び移転後の事務所等の所在地の所轄税務署長		
所規 98 ①三かっこ書き	納税地の所轄税務署長及びその廃止した事務所等の所在地の所轄税務署長		
給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書 (所法 230、所規 99)	移転前及び移転後の納税地の所轄税務署長	移転前の納税地の所轄税務署長	
異動届出書 (法法 20)	異動前及び異動後の納税地の所轄税務署長 ※ 連結子法人に係る異動届出書については、連結親法人の納税地、連結子法人の異動前及び異動後の本店等所在地の所轄税務署長	異動前の納税地の所轄税務署長 ※ 連結子法人に係る異動届出書については、連結親法人の納税地、連結子法人の異動前の本店等所在地の所轄税務署長	
消費税異動届出書 (消法 25)	異動前及び異動後の納税地の所轄税務署長	異動前の納税地の所轄税務署長	
一般送配電事業の開廃等の届出 (電令 5②)	異動前及び異動後の納税地の所轄税務署長	異動前の納税地の所轄税務署長	